

学校いじめ防止基本方針

大阪府立門真なみはや高等学校

平成26年1月23日

平成30年7月20日改訂

令和2年7月30日再改訂

第1章 いじめの未然防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を未然に防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校の教育は、一人ひとりの個性を伸ばして自己実現を図ることを根幹としているが、その基本は、一人ひとりかけがえのない存在として尊重する人権の思想によって支えられている。本校では、お互いの違いを認め、尊重し、違いが豊かさとして響きあう人間関係や社会をつくる原動力となるよう育てていくことを人権教育の基本方針としており、この観点からもいじめは看過できない人権侵害事象である。このような認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」が定める「いじめ」の定義は以下のとおりであり、本基本方針における「いじめ」の定義は、これに基づく。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ未然防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主事、教務主任、各学年主任、養護教諭
教育相談係主担、人権推進委員長（主担）

(3) 役割

ア 未然防止

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- ・早期発見のため、相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・情報があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取り組み

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止策に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

大阪府立門真なみはや高等学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 「高校生活支援カード」 から生徒状況の集約	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	第1回会議(年間計画の 確認) 「基本方針」HP更新 PTA総会(「基本方針」 の趣旨説明) 教職員間による公開授 業週間 アンケート回収箱設置 第2回会議(進捗確認)
5月	人権HR 遠足	遠足	遠足	
6月	体育祭 フィールド体験 アンケート「安全で安心 な学校生活を過ごすため に」	体育祭 アンケート「安全で安心 な学校生活を過ごすため に」	体育祭 アンケート「安全で安心 な学校生活を過ごすため に」	
7月	保護者懇談(家庭での様 子の把握)	保護者懇談(家庭での様 子の把握)	保護者懇談(家庭での様 子の把握)	
8月				
9月	文化祭 いじめアンケートの実施	文化祭 いじめアンケートの実施	文化祭 いじめアンケートの実施	
10月	学校公開・保護者懇談 アンケート「安全で安心 な学校生活を過ごすため に」	修学旅行 学校公開・保護者懇談 アンケート「安全で安心 な学校生活を過ごすため に」	学校公開・保護者懇談 アンケート「安全で安心 な学校生活を過ごすため に」	
11月				
12月		フィールドの日		アンケート回収箱設置 第3回会議(状況報告と 取り組みの検証) 職員人権研修 第4回会議(年間の取り 組みの検証)
1月			人権HR	
2月	球技大会	人権HR		
3月		球技大会		

5 取り組み状況の把握と検証(PDCA)

「いじめ対策委員会」は、いじめ対策会議を年四回開催し、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

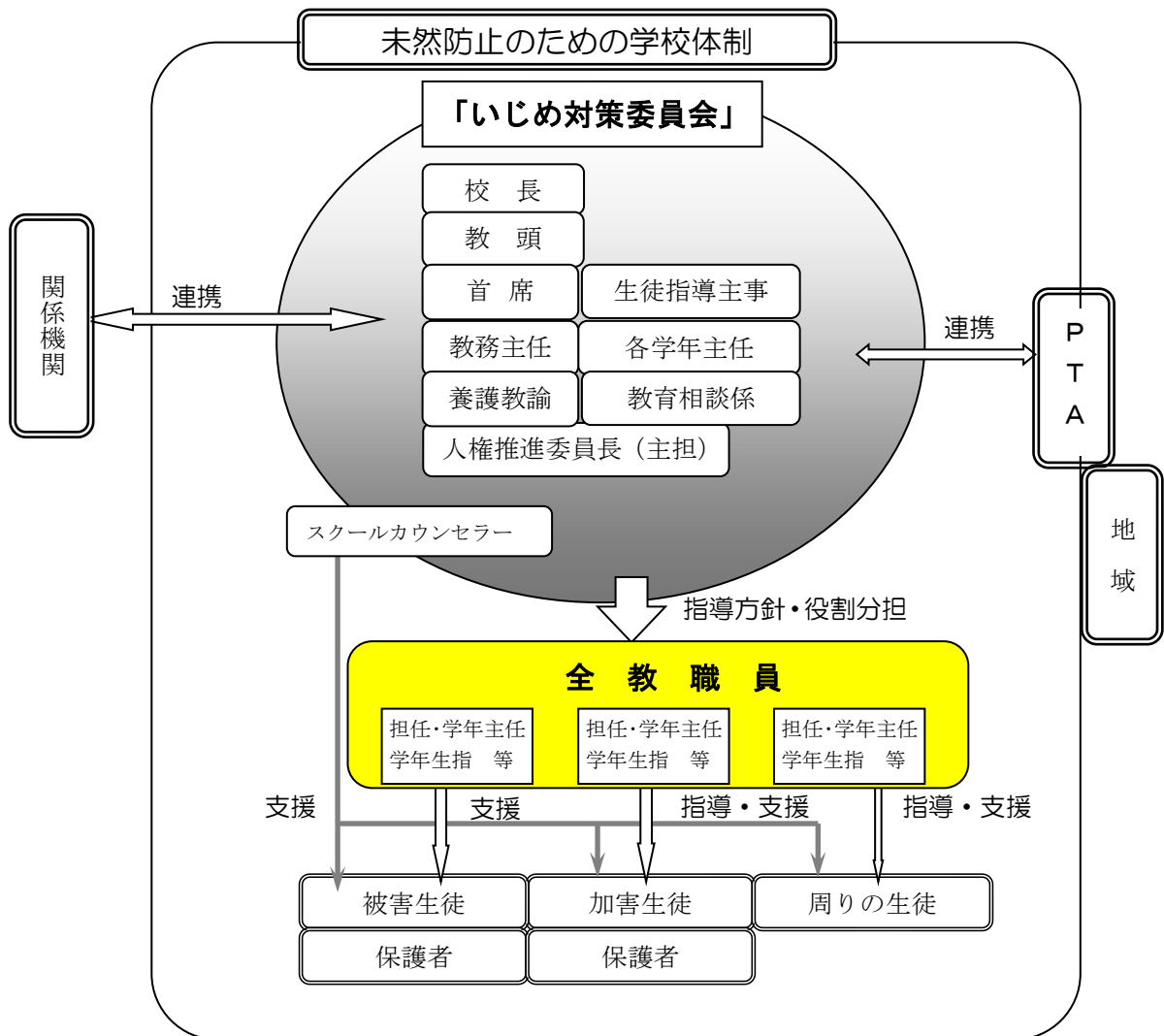
第2章 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重し

た集団としての質を高めていく必要がある。



2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図る。教職員に対しては、年二回の生徒対象のアンケート「安全で安心な学校を過ごすために」の実施前に、その主旨の理解の徹底を図る。生徒に対しては、前記のアンケート配布時に主旨を説明するほか、集会での生徒指導部訓話などを通じて啓発を行い、いじめを許さない雰囲気为学校全体で醸成する。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するためには、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが大切である。総合学科の本校では、フィールドの授業などを中心に、グループでの調べ学習や発表学習の機会が多い。これらを有効に活用し、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、他者とのコミュニケーション能力の向上を図る。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえた指導として、本校では次の五点に留意する。

第一に、インターネットによるいじめ事象を未然に防ぐため、インターネット利用の注意点を、一年生よりHRなどを通じて周知する。

第二に、学業不振が過度なストレスとならぬよう、学習上の遅れや躓きに目を配り、分かりやすい授業づくりを進めるため、教員相互の授業実践交流を促進し、授業力の向上をはかる。また、すべての生徒が安心して学校生活をおくることのできるよう、学校秩序の維持に全教職員で取り組む。

第三に、本校の特色であるフィールド活動は、同じ興味・関心を持つ生徒による集団で形成されている。これを効果的に活用し、生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりに役立て、学校生活への不適應を未然に防ぐ。

第四に、ストレスに適切に対処できる力を育む機会として、スクールカウンセラーを講師とするストレスマネジメント講座など、ストレスマネジメントについて学ぶ機会を提供する。

第五に、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導のあり方には特に注意を払い、日常の指導における教職員間の協業体制の推進を図る。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みが求められている。本校では、生徒自身による集団づくりや、社会性を育成する機会として部活動や行事などへの参加を奨励しており、そこで得た多様な成功体験、リーダー体験を通じて、生徒の自己有用感や自己肯定感を育む。

(5) いじめについては、生徒自身が自分たちの問題として主体的に学び、取り組むことが求められている。生徒には、クラス行事や部活動などの自主的活動の場面で、自身の言動を人権の観点で振り返る機会を求める。また本校では、生徒会活動や部活動のなかで様々なボランティア活動がみられる。これらの他者への尊重や奉仕の精神を全校的な共感に広げ、誇りの持てる学校づくりを促す。

第3章 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) いじめの実態把握の方法として、以下の方策をとる。

アンケートによる情報収集としては、新入生に対し入学時に配布・回収される「高校生活支援カード」から情報を収集し、全生徒に対して、いじめアンケートおよびアンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」を実施し、いじめやいじめの徴候

を把握する。

日常の観察としては、担任や教科担当教員、部活動顧問などによる生徒間の言動観察による。

定期的な教育相談としては、保健部教育相談係による教育相談を設け、必要に応じてスクールカウンセラーの助言、協力を得る。

(2) 保護者と連携して生徒を見守るため、学校公開日を設けて授業参観しやすい環境をつくる。また、メールや文書で意見ができることを学校HPにて周知するとともに、保護者懇談や電話連絡などでいじめに関する情報が得られたときは、当該教職員はすみやかに「いじめ対策委員会」に報告する。

(3) 相談体制においては、生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう配慮する。相談箱は保健室前と生徒指導室前とに鍵をつけて設置し、その管理は教育相談係主担と生徒指導主事があたる。

(4) 保健部教育相談係による「相談室だより」を活用し、担任よりHR教室にて、学校の相談体制を周知する。

「いじめ対策委員会」は、いじめに関する相談体制が有効に機能しているかを定期的に点検する。

(5) 情報を共有し迅速に対応する。

多くの場合、いじめの実態を把握することは個人では困難であるので、生徒の小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速に対応する。

第4章 いじめへの対処

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為

を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生徒指導主事等に報告し、「いじめ対策委員会」と情報を共有する。いじめ対策委員会が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなど事実関係の把握を行い、緊急会議を開催するなどして、情報の共有、いじめであるかの判断、指導方針の決定などを行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告・相談する。

(4) 被害・加害生徒の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

(1) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、「いじめ対策委員会」が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導にあたっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、「いじめ対策委員会」において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」と

して必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

8 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、大阪府の指針に従い対処する。

本基本方針は、平成26年1月31日より施行する。

平成30年7月20日改訂

令和2年7月30日再改定